

医療機関等での診療報酬加算の特例措置

※ 窓口負担が3割の場合

		令和5年4月～12月	令和6年1月
初診	マイナンバーカード 保険証利用	6円	6円
	従来の保険証利用	18円	12円
再診	マイナンバーカード 保険証利用	—	—
	従来の保険証利用	6円	—
調剤	マイナンバーカード 保険証利用	3円 ※6か月に1回	3円 ※6か月に1回
	従来の保険証利用	12円 ※6か月に1回	9円 ※6か月に1回

マイナンバーカード保険証（マイナ保険証）を利用できる医療機関等では、診療報酬の加算措置により、上記の額が加算されます。

つまり、マイナ保険証で受診した場合の方が従来の保険証より医療費は割安になります。